

覚 書

- 第1 岩手県警察本部長及び岩手県歯科医師会会長は、大規模事故・災害等の発生時における多数死体の検視及び通常取り扱う身元不明死体等の検視、歯牙検査並びに身元確認に関して本覚書を締結する。
- 第2 岩手県警察本部長は、上記業務に関し、岩手県歯科医師会会長に対して「事故災害時の警察への協力要領」により、歯科医師会会員の協力を要請することができる。
- 第3 岩手県歯科医師会会長は、岩手県警察本部長からの要請があった場合は、歯科医学的に協力援助するため、「警察歯科医会・身元確認マニュアル」により、歯科医師会会員に協力を求めることができる。
- 第4 通常取り扱う身元不明死体等の身元確認の費用については、警察庁の歯牙鑑定に伴う執行手続きに基づき、誠意を持って処理する。
大規模事故・災害時には、別途協議する。
- 第5 本覚書及び事故災害時の警察への協力要領に定めのない事項については、岩手県警察本部長及び岩手県歯科医師会会長が協議して定める。
- 第6 本覚書は、後日の証として、岩手県警察本部長及び岩手県歯科医師会会長が各1通所持することとする。

平成21年11月28日

岩手県警察本部
本部長

保住正保

岩手県歯科医師会
会長

箱崎守男



事故災害時の警察への協力要領

第1（協力要請）

岩手県警察本部長は、多数死体を伴う事故事件を認知し、歯科医師の協力を必要とするときは、岩手県歯科医師会会長に次の事項を通報して死体の検視及び身元確認について歯科医師会員の協力要請する。

- （1）事故事件の種別
- （2）発生の日時、場所
- （3）予想される死者数
- （4）予想される死体損壊の程度
- （5）死体収容予定場所
- （6）検視等に必要となる歯科医師数
- （7）警察の検視体制その他参考事項

第2（協力歯科医師の出動）

協力要請を受けた岩手県歯科医師会会長は会員に協力を要請し、警察の検視体制に応じた歯科医師団を編成し、活動する。

この場合、特に死体の損壊が著しく、身元確認の困難が予想される場合は、人員の増強を考慮する。

第3（歯科医師団の担当業務）

現地における歯科医師の業務については、警察の現地災害警備本部長、検視隊長と協議し、おおむね別表記載の業務を分担実行する。

第4（交代）

死体の収容、検視及び身元確認が長時間にわたると認められるときは、あらかじめ交代の歯科医師の出動等について配慮するものとする。

別 表

多数死体検視における歯科医師団の業務（例示）

歯 科 医 師 担 当
1. 移動式簡易X線写真の撮影
2. 口腔内所見の検査記録、写真撮影 <ul style="list-style-type: none">・ 乳歯の有無状況・ 健全歯の状況・ う蝕、義歯、欠損、充填等の状況・ 修復の位置、種類、材料
3. 咬耗、摩耗、の生理的変化の状況
4. 歯列、捻転歯、円錐歯等の遺伝的特徴
5. 骨折の有無等の確認
6. 死者の生前記録の収集
7. 生前記録と検視記録の対照確認